

## 国民健康保険

# 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免

### ▶対象となる保険税

令和4年度の国民健康保険税（普通徴収の納期限または特別徴収対象の年金給付日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの）

※令和4年3月以降に届出をした令和3年度の3月分も対象

### ▶対象要件・減免額



詳細は市HPをご覧ください。

対象要件	減免額
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯	全額
②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みであること (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること 注：申請には、収入を証明する書類が必要です。	全額 または一部

### ▶必要書類

- 「国民健康保険税の災害等に係る減免申請書」
- 上記①による申請の場合、医師による診断書など、原因が確認できるもの
- 上記②による申請の場合、「収入状況等申告書」
- ア. 前年および今年の収入や所得が記されているもの（確定申告書や源泉徴収票の写し、売上帳簿の写しなど）
- イ. 廃業や失業の場合は、廃業等届出書の写しや離職証明書など

▶申請期限 令和5年3月24日（金）まで

▶申請方法 郵送または直接窓口へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。

（郵送先）〒303-8501常総市水海道諏訪町3222番地3 常総市役所健康保険課管理係

◆問い合わせ＝㊦健康保険課（内線1220）㊧暮らしの窓口課（内線8027）

## 国民健康保険・後期高齢者医療

# 交通事故など第三者行為による保険証の使用は届け出が必要です

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故や暴力行為など、第三者（自分以外）の行為による傷病の治療に保険証を使う場合は、保険者への届出が義務づけられています。

### ▶代表的な第三者行為となる場合

- 交通事故（自動車事故・自転車やバイク事故）でけがをしたとき
- 傷害行為などを受けてけがをしたとき
- 他人のペットに噛まれるなどしてけがをしたとき など

### ▶注意点

- 自損事故などは第三者行為ではありませんが、保険給付を受けるためには届出が必要です。
- 事故の届出をしないまま医療機関で保険証を使用した場合、医療費を返還していただくことがあります。
- すでに加害者から治療費を受け取っている場合、保険証を使うことはできません。
- 相手方と示談をする前に届出をしてください。

### 次の場合は保険証を使用できません。

- 雇用者が負担すべき労災対象の事故
- 犯罪行為や故意の事故
- 飲酒運転など法令違反の事故
- ケンカ、泥酔などが原因の負傷も給付が制限される場合があります。

◆問い合わせ＝㊦健康保険課（内線1212・1250）㊧暮らしの窓口課（内線8027）

身近な法律問題のご相談は、お気軽にお問い合わせください。

**つくばね法律事務所**

下記相談  
**30分無料**

〒304-0801  
下妻市大園木2839-1大建ビル2階  
電話受付時間：平日 9:00～17:30  
定休日：土・日・祝日

債務整理  
交通事故  
相続・遺言

TEL:0296-30-5600  
www.tsukubane-law.com

茨城県弁護士会所属：門井 節夫、関 健太郎、高中 学、飯塚 夏樹、山本 大介

常総市・下妻市・坂東市 不動産専門店

中古住宅 **売却相談** **無料査定**  
そのまま **買います!!** **片付け不要**

**イエスターション 常総店** 常総市水海道宝町 2705  
TEL.0297-21-9577  
※どんなに古い空家でもご相談ください。